

平成23年12月 2日  
福 島 県

出荷制限等指示後の管理の考え方  
—野生鳥獣（ツキノワグマ）—

1 出荷制限について

本県においては、クマの解体処理施設がないことから、市場等へのクマ肉の出荷及び流通はない。

本県では、これまでも県内全域における野生動物の放射線モニタリング調査を実施して定期的に結果を公表しており、仮に暫定規制値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に対し当該地区において捕獲された野生動物の自家消費を控えるよう呼びかけている。

このほか、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、一般県民に広く周知を図っている。

なお、これまでの検査により、暫定規制値を超える結果が出ている福島市及び二本松市を含めた県北地区並びに西郷村を含めた県南地区においては、捕獲されたツキノワグマの自家消費を控えるよう既に呼びかけているところである。

※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村

※※県南地区

白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村